

広島県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
訪問看護ステーション ほんわか	尾道市西御所町一番二七号	令和七年四月三〇日